入札(見積)について

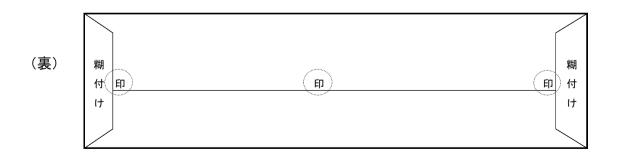
入札(見積)を行うにあたって、落札者がない場合は、2回まで行います。

従って入札書(付随する書類又は見積書)が最高2枚まで必要になりますので、あらかじめ貴社名と社印(使用印鑑届けの印)が入った入札(見積)書を2通ご用意ください。

なお、封筒は、下記の様式によってください。

- (注) 1.定刻までに入札室に入り、順序に従い必ず入札箱に入札(見積)書を投函すること。(郵便、オンライン不可)
 - 2.代理者による入札(見積)書の提出は、投函前に委任状を提出してください。
 - 3.入札(見積)価格の訂正は、訂正印がある場合であっても無効となります。
 - 4.入札(見積)書に、記名・押印もれがある場合は無効となります。
 - 5.入札(見積)書には、必ず年月日を記入してください。
 - 6.その他、事前に指定した条件を完備しない場合は無効です。
 - 7.指定の様式を使用しない入札(見積)は無効です。





*環境保護のため、ご来庁の際にはできるかぎり公共交通機関をご利用いただきますよう、ご協力願います。